

(Q & A) 石綿含有産業廃棄物（汚泥）の取扱いについて【収集運搬業用】

R3(2021).8.10

Q1 なぜ石綿含有産業廃棄物（汚泥）の手続の見直しを行ったのか。

A R3.3に、環境省が定めている「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」が改定されました。

この中で、「石綿含有仕上げ塗材」が廃棄物となったものについて、特別管理産業廃棄物である廃石綿には該当しないこととされるとともに、産業廃棄物である石綿含有産業廃棄物（汚泥）として取り扱われる場合があることが明記されました。

このため、許可品目に、石綿含有産業廃棄物（汚泥）を含める必要が生じたものです。

【補足】・「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」を見たい →HPに掲載しています

・「石綿含有仕上げ塗材」とは →マニュアル等を参照ください

Q2 当社は石綿含有産業廃棄物（汚泥）の申出対象か。いつまでにどんな手続をすればよいのか。

A 令和3年8月10日以降、石綿含有産業廃棄物（汚泥）に該当する産業廃棄物を収集運搬業で取り扱う場合には、所用の手続が必要になります。

【申出による手続対象】令和3年8月9日時点で、産業廃棄物（汚泥）の許可を有する者

※令和3年8月10日以降に産業廃棄物（汚泥）の許可を取得した者は対象外

【申出の手続期間】令和3(2021)年8月10日以降に申請する最初の更新までとし、一度許

可証の書換えを受けた以降（変更許可あるいは書換えを伴う変更届を含む。）に新たに「石綿含有産業廃棄物」の「汚泥」を取り扱う場合は、変更許可を要します。

【申出の手続方法】産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く）について

(1) 産業廃棄物の「汚泥」の許可を有する者（※(2)を除く。）

変更届により許可証の書換えを行います。※許可証の書換えを受けるまで「石綿含有産業廃棄物」の「汚泥」を取り扱うことはできませんので、御注意ください。

(2) 産業廃棄物の「汚泥」かつ特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」の許可を有する者

変更届により許可証の書換えを行います。※許可証の書換えを受ける前から「石綿含有産業廃棄物」の「汚泥」を取り扱うことができます。

(3) 特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」の許可を有するが、産業廃棄物の「汚泥」の許可を有さない者

令和3(2021)年11月30日まで、「石綿含有産業廃棄物」の「汚泥」を取り扱うことができます。※令和3(2021)年12月1日以降も引き続き「石綿含有産業廃棄物」の「汚泥」を取り扱う場合は、新規許可あるいは品目追加の変更許可が必要です。

Q3 申出書はどのように提出すればよいか。必ず提出する必要があるのか。

A 「書換えを伴う変更届」又は「更新申請」の際に、必ず添付してください。

ただし、令和3年8月10日以降に一度許可証を書き換えた後は、提出できません。

また、令和3年8月10日以降に取得した汚泥の許可は、申出の対象外です。

Q 4 申出だけしたいが、どのように提出すればよいか。

A 変更届に申出書を添えてください。許可証を書き換えますので、許可証の原本も提出してください。また、「変更の理由」に「石綿含有産業廃棄物（汚泥）に係る申出」と記載してください。「新旧欄」は空欄でも差し支えありませんが、記入する場合には「新：汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む）、旧：汚泥」などとしてください。

Q 5 他県でも同様に手続をすればよいか。（栃木県の手続が他県と異なるのではないか。）

A 都道府県ごとに対応が異なる場合がありますので、直接お問合せをお願いします。（栃木県では、御案内の方法による手続をお願いしております。）

【補足】・なぜ県ごとに手続に違いがあるのか。水銀の申出は各県で概ね同様の内容だった。  
→水銀使用製品産業廃棄物等の申出は、廃棄物処理法の改正に伴い、新たに廃棄物の種類が加わったため、手続内容は環境省の通知等に基づく共通のものでした。  
一方、今回は、特定の廃棄物について、廃棄物の種類の解釈に変更があったものであり、必要な手続の内容や時期は自治体ごとに違いが生じる場合があります。

Q 6 申出をして、今後取り扱いたいと思う。どのような容器を用意すればよいか。

A 石綿含有仕上げ塗材が廃棄物になったものは飛散性が高いおそれがあるため、耐水性プラスチック袋等により二重梱包を行うことが必要です。

【参考例】石綿含有産業廃棄物（汚泥）の取扱い（HPに掲載中の「記載例」から抜粋）

- ・他の産業廃棄物と混合しないよう、また袋の破損等が起こらないよう、排出時に厚さ0.15mm以上の耐水性のプラスチック袋により二重でこん包されたものについて、そのまま堅牢なドラム缶に密閉して収納する。
- ・飛散防止措置をとるため、ドラム缶をロープで固定する。

【その他の留意事項】（マニュアルより抜粋）

- ・石綿含有仕上げ塗材が廃棄物となったものは、飛散及び流出の防止のため、排出時に措置した二重こん包の状態のまま運搬すること。
  - ・確実なこん包として、排出時に耐水性のプラスチック袋等により二重でこん包を行うこと。また、こん包の前に固型化、薬剤による安定化等の措置を講ずることが望ましい。
- つまり、排出現場で二重に梱包された状態を維持したまま、破損等による流出を防止できるようにした上で、運搬することになる。

【想定される具体例】

- ・収集運搬業許可業者が解体の下請けで従事し、汚泥の収集運搬も受託する場合  
当該許可業者が排出現場で汚泥を「収集」して、「運搬」するため、耐水性のプラスチック容器が必要
- ・解体現場で排出された汚泥の運搬のみを受託する場合  
すでに現場で二重こん包されている状態のまま「運搬」するため、当該許可業者は、収納する堅牢なドラム缶等の容器が必要

→つまり、かならずしも、許可業者側で耐水性のプラスチック容器を用意しなくともよい。  
(ただし、ドラム缶にはこん包状態の汚泥のみを収納し、直接ドラム缶に汚泥を入れられないこと)

Q7 石綿含有廃棄物（汚泥）の運搬先（処分場）はどこにすればよいか。

また、申出の際に、運搬先（処分場）が決まっていない場合はどうすればよいか。

A 石綿含有産業廃棄物の中間処理は、溶融施設を用いて溶融する方法又は無害化処理の方法により行うこととされています。（具体的な施設名等は御案内しておりません）

また、石綿含有産業廃棄物（汚泥）を最終処分する場合には、管理型最終処分場において埋立て処分することになります。（具体的な施設名等は御案内しておりません）

なお、当該申出の際には、予定運搬先等の確認は行いませんが、収集運搬に当たっては、排出元の都道府県と運搬先の都道府県両方の許可が必要となりますので、あらかじめ御確認ください。

※新規許可、変更許可の場合には、予定運搬先等の記載が必要となります。

Q8 申出済かどうか、許可証で見分ける方法はないか。

A 「石綿含有産業廃棄物（汚泥）に係る申出」に関して、許可証に履歴の記載はありません。

なお、当該申出の対象となる許可業者については、令和3年8月10日以降に申請等する最初の「許可証の書換え対象となる手続（更新申請、書換えを伴う変更届）」の際に、必ず当該申出を提出するようお願いしております。

少なくとも、許可証の「4. 許可の更新又は変更の状況」の欄に令和3年8月10日以降の日付の「更新、変更許可、書換えを伴う変更届」のいずれかの履歴の記載があれば、当該申出を行っているものと考えられます。